藍野大学短期大学部 教授会規程

(目的)

第1条 この規程は、藍野大学短期大学部学則第50条の規程に基づき、藍野大学短期大学部教授会(以下「教授会」という。)の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

- 第2条 教授会は、学長及び教授並びに准教授をもって組織する。
- 2 教授会は、学長が招集し、その議長となる。
- 3 学長に事故あるときは、学長が予め指名した者がこれに代わるものとする。

(開催)

- 第3条 教授会は、原則として毎月(8月を除く。)1回定例に開催する。ただし、緊急に開催する場合は、この限りでない。
- 2 学長は、構成員の3分の1以上から開催要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(開催通知)

第4条 教授会を招集するには、あらかじめ審議事項等を記載した書面をもって学長がこれを招集 する。ただし、急を要するときはこの限りでない。

(定足数)

第5条 教授会は、構成員(休職中及び外国出張中の者を除く。)の3分2以上の出席がなければ、 これを開くことができない。ただし、別段の定めがあるときはこの限りでない。

(審議事項)

- 第6条 教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学、卒業及び除籍
 - 二 学位の授与
 - 三 教育課程、試験及び単位認定
 - 四 教員の資格審査
 - 五 学生の賞罰
 - 六 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 第1項第4号の事項の審議は、教授をもって行う。

(議事及び議決)

第7条 教授会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(議事要旨の作成)

第9条 教授会の議事については、議事要旨を作成し、次回の教授会(やむを得ない事情があると きは、その次の教授会)において確認するものとする。

(事務)

第10条 教授会に関する事務は、学生支援グループにおいてこれを行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃については、学長が発議し、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この改訂規程は、平成19年4月1日から施行する。

附即

この規程は、平成24年8月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2020年3月16日から施行する。